

外国人美容師育成事業に関するQ&A

目次

【事業主向け】

- Q 1 本事業の概要を教えてください。…………… 3
- Q 2 特定美容活動とはどのような活動ですか。…………… 3
- Q 3 実施要領第3の2(18)の付随業務とはどのような業務ですか。…………… 3
- Q 4 本事業はどのような事業者であれば活用可能でしょうか。…………… 3
- Q 5 育成機関は何をしなければならないのでしょうか。…………… 4
- Q 6 外国人美容師を募集する場合に気をつけるべきことを教えてください。…………… 4
- Q 7 本事業の対象となる外国人美容師を雇うときの在留資格や在留期間の確認方法としては、旅券を確認しなくても在留カードだけ確認すればよいですか。どのタイミングでどの書類の確認が必要でしょうか。…………… 5
- Q 8 育成計画はどのように作成すれば良いですか。…………… 5
- Q 9 雇入れまでのスケジュールを教えてください。…………… 5
- Q 10 育成計画の申請から認定までにはどのくらい時間がかかりますか。…………… 5
- Q 11 美容所当たりの外国人美容師育成人数は3人以内とありますが、1年間に最大3人まで雇用できるということですか。…………… 6
- Q 12 何らかの事情により、育成機関を途中で辞退することはできますか。…………… 6

【外国人美容師向け】

- Q13 外国人美容師になるまでの流れを教えてください。…………… 7
- Q14 外国人美容師として働くためにはどのような要件を満たす必要があるのでしょうか。…………… 7
- Q15 外国人美容師として働いていますが、困ったことがあります。育成機関に知られずに相談できますか。…………… 8
- Q16 出勤したら美容所に誰もいません。育成機関が倒産したようです。どうすればいいですか。…………… 8
- Q17 「特定活動」をもって在留する外国人は、雇用契約が満了した場合、必ず帰国しなければならないのですか。…………… 8
- Q18 本事業における「特定活動」とはどういう在留資格ですか。在留できる期間はどれくらいになりますか。…………… 9
- Q19 申請手続や必要な書類に関する相談窓口はどこですか。…………… 9
- Q20 申請してからどれくらいで結果が出ますか。…………… 9
- Q21 留学ビザではないのですが、本事業を活用して外国人美容師になれますか。…………… 9
- Q22 「留学」から「特定活動」に変更許可された場合、配偶者や子どもの在留資格「家族滞在」はどうなりますか。…………… 10
- Q23 関係自治体以外にある美容師養成施設を卒業したのですが、外国人美容師になれますか。…………… 10
- Q24 雇用契約が満了する前ですが、退職したいです。退職できますか。…………… 10

【事業主向け】

Q 1 本事業の概要を教えてください。

A 外国人美容師育成事業は、日本の美容製品の輸出促進や、インバウンド需要に対応するため、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、一定の要件の下、美容師としての就労を目的とする在留を認め、日本式の美容に関する技術や文化を世界へ発信する担い手を育成する事業です。

Q 2 特定美容活動とはどのような活動ですか。

A 事業を実施する関係自治体により認定された育成計画に基づくものであって、監理実施機関による管理のもと、育成機関との契約に基づき、かつ、育成機関の指揮監督を受けて行う実践的な美容に関する知識及び技能を要する業務に従事するものをいいます。詳細は国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（以下「実施要領」という。）の第2の1をご確認ください。

Q 3 実施要領第3の2（18）の付随業務とはどのような業務ですか。

A 受付、電話対応、清掃、洗濯、ポスティング、（1）～（15）の業務の提供に伴う物品の販売等、美容所の業務として一般的に想定される業務のうち美容師が従事する技術提供以外の業務です。なお、（18）の付随業務に該当する物品の販売は（1）～（15）の業務の提供に伴う範囲に限定されるものであり、当該範囲を超えるような物品の販売を行わせることは第4の2（10）に反するため、ご注意ください。

Q 4 本事業はどのような事業者であれば活用可能でしょうか。

A 育成機関としての要件を満たし、関係自治体に所在する美容所における育成計画を作成し、監理実施機関を経由して関係自治体から認定を受ければ活用できます。本制度では最大5年間、外国人美容師が特定美容活動を行うものなので、育成計画を全うする意思があり、それを可能とする安定的な経営状況であることが必要です。

Q 5 育成機関は何をしなければならないのでしょうか。

A 少なくとも以下の取組を行う必要があります。

- ①採用予定の外国人美容師に関する育成計画を策定し、監理実施機関を経由して関係自治体に申請し、認定を受ける。(実施要領第4の1)
- ②外国人美容師となることを希望する者に対し、育成計画の写しを交付する。(実施要領第4の3)
- ③育成計画に基づき、外国人美容師を特定美容活動に従事させ、定期的に外国人美容師の知識及び技能の修得状況を確認し、当該外国人美容師の習熟度に応じた適切な指導を行う。(実施要領第6の1)
- ④外国人美容師の業務日誌を作成し備え付け、特定美容活動終了後1年以上保存する。(実施要領第6の2)
- ⑤監理実施機関から定期的に監査を受け、外国人美容師の育成状況を報告する。(実施要領第8)
- ⑥監理実施機関が必要に応じて実施する外国人美容師との面接について、円滑に実施できるよう協力する。(実施要領第9)
- ⑦外国人美容師が帰国旅費を支弁できないときは、帰国旅費を負担する。(実施要領第11の1)
- ⑧特定美容活動の終了後、外国人美容師の海外における日本式の美容に関する技術・文化の発信の状況について、内閣府地方創生推進事務局の調査に協力する。(実施要領第16)

Q 6 外国人美容師を募集する場合に気をつけるべきことを教えてください。

A 本事業の対象となる外国人美容師は、日本語能力試験N2相当の日本語能力や、事業終了後に帰国し、日本式の美容に関する技術等を世界へ発信する意思を有することなど、一定の要件を満たしている人材のみとなります。

また、労働条件については、日本人と同等の取扱い(報酬は、日本人が当該特定美容活動に従事する場合に受け取る報酬と同等以上の報酬)とする必要が

あります。

なお、採用選考時に在留資格等の確認を行う場合は口頭による確認までとし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。

Q7 本事業の対象となる外国人美容師を雇うときの在留資格や在留期間の確認方法としては、旅券を確認しなくても在留カードだけ確認すればよいですか。どのタイミングでどの書類の確認が必要でしょうか。

A 本事業においては、在留資格「特定活動」として在留が認められます。雇入れ時に、旅券に添付された「指定書」についても確認してください。

Q8 育成計画はどのように作成すれば良いですか。

A 事業実施予定の区域において、関係自治体から確認を受けている監理実施機関にご相談ください。

Q9 雇入れまでのスケジュールを教えてください。

A 大まかなスケジュールは以下の通りです。

- ①採用内定を出した外国人美容師候補者ごとに育成計画を作成し、監理実施機関を経由して関係自治体に申請する。
- ②関係自治体から育成計画の認定を得る。
- ③外国人美容師候補者を採用し、雇用契約を結ぶ。

詳細は外国人美容師育成事業の制度概要及び実施要領をご確認下さい。

Q10 育成計画の申請から認定までにはどのくらい時間がかかりますか。

A 個々の育成計画の認定に要する期間は、あらゆる要因により異なるため、一概に示せるものではありません。

Q11 美容所当たりの外国人美容師育成人数は3人以内とありますが、1年間に最大3人まで雇用できるということですか。

A 育成事業を通じて常に一の美容所当たり3人以内となります。例えば、一つの美容所において、3人の外国人美容師を雇用した場合、それらの人材が退職するまでは、その美容所において、新たに外国人美容師を雇用することはできません。

Q12 何らかの事情により、育成機関を途中で辞退することはできますか。

A 育成機関は、自らで定めた育成計画に基づき責任を持って計画を完遂することを前提としておりますので、途中で辞退することは想定しておりません。

しかしながら、客観的・他律的にやむを得ない事由により特定美容活動の継続が不可能となった場合は、自らが作成した育成計画に基づき、速やかに監理実施機関や外国人美容師にその旨を通知する等の必要な措置を行ってください。(実施要領第4の2(9))

その場合に、外国人美容師に責がなく、本人が継続して特定美容活動の実施を希望するときは、新たな育成機関を確保できるよう、監理実施機関と調整してください。

【外国人美容師向け】

Q13 外国人美容師になるまでの流れを教えてください。

A 外国人美容師になるまでの流れは、①～⑧のとおりです。このほか、在留資格関係の**手続**も必要です。

- ①美容師養成施設に入学し、美容師になるための勉強をする。
 - ②美容師国家試験を受験する。
 - ③本事業を利用するために必要な要件を満たした上で、育成機関から採用内定を得る。
 - ④育成機関が育成計画の認定申請を行い、自治体の認定を得る。
 - ⑤美容師養成施設を卒業する。
 - ⑥美容師国家試験に合格し、免許を取得する。
 - ⑦住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において在留手続を行い、在留資格を「特定活動」へ変更する。
- (※)美容師免許の取得時期などの都合で現在の在留期限までに在留手続の準備が整わない場合は、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に相談してください。
- ⑧外国人美容師として働く。

Q14 外国人美容師として働くためにはどのような要件を満たす必要があるのでしょうか。

A 少なくとも以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1)美容師養成施設において美容に関する業務に従事するために必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。
- (2)美容に関する知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後、日本式の美容に関する技術・文化を世界へ発信する意思を有すること。
- (3)特定美容活動を行うために必要な日本語の能力として、独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する「日本語能力試験 (JLPT)」のN2程度その他これと同等以上の能力を

ゆう みると
有すると認められること。

(4) 特定美容活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。

(5) 美容師免許を取得している者(育成計画の申請日時点においては、美容師免許を取得する見込みがある者を含む)。

Q15 外国人美容師として働いていますが、困ったことがあります。育成機関に知られずに相談できますか。

A 育成機関に知られずに相談できます。監理実施機関や関係自治体(育成計画の認定通知に記載されている自治体)にご相談ください。

Q16 出勤したら美容所に誰もいません。育成機関が倒産したようです。どうすればいいですか。

A まずは、監理実施機関にご連絡ください。育成機関への確認や、新たな育成機関を探すための支援などを行います。

在留資格については、新たな育成機関の確保の状況等を踏まえ、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にご相談ください。

Q17 「特定活動」をもって在留する外国人は、雇用契約が満了した場合、必ず帰国しなければならないのですか。

A 本事業の対象となる外国人美容師の要件の一つは、帰国後、日本式の美容に関する技術・文化を世界へ発信する意思を有することであり、特定美容活動の終了後の帰国が前提となっています。

ざいりゅうしかくかんけい
＜在留資格関係＞

Q18 本事業における「特定活動」とはどのような在留資格ですか。在留できる期間はどれくらいになりますか。

A 一定の要件の下、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生在が、一定の要件を満たした育成機関において美容師として就労するための在留資格です。本事業において「特定活動」の在留資格をもって活動を行うことができる期間は、5年以内とされています。ただし、本事業により活動を行うためには、少なくとも1年に1回、監理実施機関による修得状況の評価を受け、関係自治体から特定美容活動の継続に適していることの判断を受けた上で、在留期間の更新許可を受ける必要があります。

Q19 申請手続や必要な書類に関する相談窓口はどこですか。

A 在留手続等については、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にご相談ください。

Q20 申請してからどれくらいで結果が出ますか。

A 個々の申請に係る審査に要する期間は、あらゆる要因により異なるため、一概に示せるものではありませんが、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請に係る標準処理期間は、2週間～1か月です。

Q21 留学ビザではないのですが、本事業を活用して外国人美容師になれますか。

A 本事業における外国人美容師は、原則として「留学」の在留資格をもって美容師養成施設において必要な知識及び技能を修得し、一定の要件を満たして関係自治体が育成計画を認定した方を対象として想定していますが、「家族滞在」等の在留資格の方でも、美容師養成施設において必要な知識及び技能を修得し、「日本語能力試験（JLPT）」のN2程度その他これと同等以上の能力を有している等、一定の要件を満たし関係自治体が育成計画を

にんてい かた ほんじぎょう がいこくじんびようし たいしょう
認定した方については、本事業における外国人美容師の対象となります。

Q22 りゅうがく とくていかつどう へんこうきょか ばあい はいぐうしゃ こ ざいりゅう
資格「家族滞在」はどうなりますか。

A ほんじぎょう とくていかつどう かぞく たいどう みと たと
本事業における「特定活動」では家族の帯同は認められませんが、例えば、
りゅうがくせい はいぐうしゃ こ すで かぞくたいざい ざいりゅうしかく ほんぼう
留学生の配偶者や子どものように、既に「家族滞在」の在留資格で本邦に
ざいりゅう ばあいなど ざいりゅうしかく とくていかつどう へんこう みと ばあい
在留している場合等には、在留資格「特定活動」への変更が認められる場合
がありますので、しんせいてつづき じぜん じゅうきょち かんかつ ちほうしゆつにゆうこく
申請手続について事前に住居地を管轄する地方出入国
ざいりゅうかんりかんしょ といあわ
在留管理官署にお問合せください。

Q23 かんけいじちたいがい びようしようせいしせつ そつぎょう がいこくじん
関係自治体以外にある美容師養成施設を卒業したのですが、外国人
びようし
美容師になれますか。

A びようしようせいしせつ しょざいち せいげん
美容師養成施設の所在地による制限はありません。

Q24 こようけいやく まんりょう まえ たいしよく たいしよく
雇用契約が満了する前ですが、退職したいです。退職できますか。

A げんそく けいやくきかんない がいこくじんびようし とくていびようかつどう おこな
原則として契約期間内は外国人美容師として特定美容活動を行っていた
だくものですが、じじょう おう いくせいきかん かんりじっしきかん そうだん
だくものですが、事情に応じて、育成機関や監理実施機関に相談してください。